

## 放射線監視に係る自動通報値について

愛媛県では、伊方原子力発電所周辺に、空間放射線線量率等を連続自動測定するモニタリングポストを設置し、その結果をテレメータシステムによりリアルタイムで収集しているほか、四国電力が測定している放水口（放水ピット）水モニタ、排気筒モニタ等についてもあわせて収集し、常時監視を行っている。これらの測定データについては、コンピュータにより常時チェックされており、発電所からの予期しない放射線等の有無を確認し、早期の対応を取るため、自動通報値を超えた場合には、県の関係機関や担当者に自動電話及びメール通報が実施され、直ちに原因調査を実施している。

既設局等の自動通報値は、自動通報値を変更する場合には、専門部会で検討することとしている。

### 1 増設モニタリングポスト

増設モニタリングポスト（県及び四国電力）については、新たな場所に設置されたため、十分なデータの蓄積がないことから、[資料 5 - 2](#)「増設モニタリングポストの暫定自動通報値の設定について（案）」に基づき、暫定の自動通報値を設定する。

今回定めた暫定自動通報値は、今後概ね1年程度の測定結果を踏まえ、見直すこととする。

なお、県の既設モニタリングポストについては、本年度、検出部の材質の違いによる自己放射能の違いにより、測定値のベースが異なっていた一部の電離箱検出器を更新したことから、これらのデータの蓄積を待って、既設ポスト全体の「自動通報値」についても、四国電力設置分を含めて見直すこととしたい。

### 2 放水ピット水モニタ（伊方3号機）

3号機の放水ピット水モニタについては、平成24年4月に測定方式を変更しているが、新方式の指示値の方が降雨時以外で1.1cps低下する傾向が認められた（[資料 5 - 3](#)）。

その後、約1年間データの監視を継続していたが、上記の状態に変化がないことから、通報設定値を従来の5.9cpsを超えた場合（6.0cpsから発報）から、4.8cpsを超えた場合（4.9cpsから発報）に変更することとし、今後、データの蓄積を待って見直すこととする。